

2025(令和7)年度 第1回古賀市人権施策審議会 議事録

日時:2025(令和7)年5月28日(水) 10時00分～10時50分
場所:古賀市役所 第一庁舎4階 第一委員会室

出席委員(4名)

会長	横田 昌宏	副会長	守田 義弘
委員	岩城 和代	委員	瑞慶山 広大

欠席委員(3名)

委員	井手 よし子	委員	菊武 由美子
委員	園田 庄治		

説明のため出席した者の職・氏名

副市長	野村 哲也	教育長	長谷川 清孝
総務部長	柴田 武巳	市民部長	簗原 浩
保健福祉部長	宮上 洋子	建設産業部長	星野 孝一
教育部長	桐原 誠	議会事務局長	村山 晶教
一部事務組合事務局長		水上 豊	

(保健福祉部)

隣保館長	吉永 誠	子ども家庭センター課長	澤木 孝之
------	------	-------------	-------

(総務部)

人事秘書課長	北村 俊明	経営戦略課長	嶋田 東子
--------	-------	--------	-------

(教育部)

学校教育課長	今橋 修
--------	------

事務局職員

人権センター課長	山鹿 千鶴
人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長	的野 いと
人権センター参事補佐兼男女共同参画・多様性推進係長	
	藤本 奈保子
人権センター人権教育・啓発係主事	

人権センター課長：

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、第 1 回古賀市人権施策審議会を開催いたします。

まず、園田委員、井手委員、菊武委員より欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

本日はご多用の中、古賀市人権施策審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日進行役を務めます人権センターの山鹿と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、市長の田辺からご挨拶を申し上げます。

市長：

皆さん、おはようございます。皆様におかれましては、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

本市は人権施策基本指針に基づいて毎年度、実施計画を作成し、委員の皆様方にもお力添えをいただきながら進めているところです。

本市は、人権保障について、私が市長に就任する以前、私が子どもの頃から、いや、生まれる前から大切にしてまちづくりをしてきています。近年、私が市長に就任してからも、もちろん憲法第 11 条「基本的人権の尊重」はもちろんですが、13 条の「個人の尊重と幸福追求権」についても、私自身が何度も口にしているところであり、私の公約にも第 13 条については触れているところです。

このように、市政運営全体で人権保障をしっかりと意識しながら取り組んでおります。今日は管理職も皆、ここに来ておりますが、どの分野においても通底して、しっかりと一人ひとりの行政職員が意識して取り組まねばならないと考えております。

ただ、皆様もご承知のように、残念ながら差別は根絶されておらず、最大の人権侵害である戦争もこの世界からなくなるところか、分断が深まり、緊張感がさらに高まっているという、憂慮すべき状況です。今年は戦後 80 年でもあります。平和の希求や核兵器廃絶など、改めてその意味を市民の皆さんとともに考えていく年でもあると思います。

これは「平和を考える＝人権について考える」ことにもつながると考えております。

このような基本的な考えのもと、市民の皆様にも理念を伝えておりますし、教育の現場においても我々は実践してきているところであります。

今回の実施計画についても、委員の皆様からさまざまなご意見を賜りたいと考えております。それぞれのお立場からのご意見をいただければ幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

人権センター課長：

はい。続きまして、人権施策審議会を代表し、横田会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

横田会長：

皆さん、おはようございます。

今、田辺市長からご挨拶をいただきましたが、人権施策審議会といたしましても、これまでの審議会の過程で、古賀市が人権施策に積極的に取り組んでいただいていることについては、それぞれの委員さんからも評価をいただいております。また、本当にし尿処理場や海津木苑の建設経緯を踏まえ、古賀市には古賀市なりのやり方で、積極的に取り組まれております。

今回は実施計画について、いろいろと審議させていただきたいと思っております。事前にお渡ししておりました質問につきましても、職員の皆様方に丁寧にご対応いただき、ありがとうございます。
本日はどうぞよろしくお願いいたします。

人権センター課長：

はい、横田会長、ありがとうございました。

次に、市長が人権施策審議会に諮問いたします。恐れ入りますが、横田会長、前方へご移動をお願いいたします。

市長：

諮問第1号 諮問書 令和7年5月28日 古賀市人権施策審議会会長横田昌宏様

古賀市長 田辺一城

古賀市人権施策審議会条例第2条第1項の規定に基づき、古賀市人権施策基本指針に基づく令和7年度実施計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。
よろしくお願いします。

人権センター課長：

ここで市長は公務のため、退席いたしますので、ご了承願います。

人権センター課長：

それでは、本日の審議会資料の配付資料の確認をいたします。

当日配付資料としまして、

- ・レジュメ
- ・座席表
- ・人権施策審議会委員名簿
- ・字句の訂正等について
- ・第1回人権施策審議会 事前質問一覧
- ・人権施策審議会等のスケジュール
- ・令和6年度答申書の写し

また、古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画案については、事前に委員の皆様へ配付しております。最後に、第2回人権施策審議会の開催通知が、皆様のお手元にございますでしょうか。はい、ありがとうございます。

人権センター課長：

本日の審議会ですが、会議開始から 1 時間ほど経過したところで 5 分ほど休憩を取り、11 時 45 分を目処に、各事業に関する質疑等を終えていただきたいと考えております。

その後、施策全般に関する感想や意見交換の時間を設け、12 時を目処に閉会とさせていただきますと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、発言される方はマイクのスイッチをオンにし、発言が終わられましたらオフにさせていただきますようお願いいたします。

これより、横田会長に議事進行をお願いしたいと思います。横田会長、よろしくお願いいたします。

横田会長：

はい。それでは、レジュメに沿って議事を進めたいと思います。

最初に、「会議の公開及び議事録署名人について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

はい。当該審議会は、古賀市情報公開条例第 23 条により公開することとなっておりますが、会議の公正かつ円滑な運営に著しく支障が生じる場合などには非公開にすることも可能です。公開とした場合、傍聴者の受け入れや会議録の公表を行うこととなります。

事務局といたしましては、公開したいと考えております。

また、議事録署名人として、横田会長、守田副会長の 2 名をお願いしたいと考えております。

以上、事務局からの提案でございます。

横田会長：

はい。レジュメの 5 番「会議の公開及び議事録署名人について」ですが、事務局からただいま提案があったとおり、この会議は公開することとし、議事録署名人は私と守田委員の 2 名でよろしいでしょうか？はい、そのように決定いたします。

それでは、会議は公開することとし、議事録署名人は私と守田委員の 2 名とさせていただきます。

次に、令和 6 年度答申の取組について説明をお願いいたします。

人権センター課長：

はい。令和 6 年度の答申の取組については、市民部長、保健福祉部長から説明をいたします。初めに、市民部長が申し上げます。

市民部長：

はい。市民部長の簗原です。どうぞよろしくお願いいたします。令和 6 年度の答申に対する取組の説明でございます。

第 1 点目につきましては、ご意見いただいたとおり、初めの部分に「人権課題の解決

は国や地方公共団体の責務であり、国民一人ひとりの課題でもあります」という文言を追加させていただいております。

第 2 点目につきましても、いただいたご意見のとおり、「えせ行為」についての文言を削除させていただいております。

第 3 点目につきましては、これまで同様、古賀市が発揮してきた先進的な役割をより一層強化するようにとのご意見を踏まえ、回答としまして、令和 6 年度も様々な取組を実施してきております。特に、性の多様性に関する取組として、市内小・中学校がパネルを作成し、展示したほか、古賀西小学校の 6 年生全児童を対象に、「性の多様性～みんなが分かり合うために～」をテーマにした授業を小学校と共同で実施しております。

第 4 点目につきましては、「有効な事業の実施について検討」とのご意見を踏まえ、令和 6 年 12 月に開催された「いのち輝くまち古賀」において、サイバー犯罪やネットを悪用した人権侵害に関する相談や啓発を行っている「WEB110」主宰の吉川誠司さんによる「インターネットと人権侵害」と題した講演を実施いたしました。インターネット上の人権侵害の実情を交え、正しい情報の取得や判断について詳しくお話いただきました。

以上でございます。

保健福祉部長：

はい。それでは保健福祉部長の宮上です。よろしくお願いいたします。

第 5 点目についてご説明させていただきます。本市では、今年度、「すべての子どもが幸せであり続けるチルドレンファーストのまち」を基本理念とする「古賀市こども計画」を策定しております。

この計画の中で、施策の方向性として「子ども・若者を権利の主体として尊重する」と記載しており、子どもを「権利を尊重されるべき主体」として明確に位置づけています。今後も子どもの人権に関する市民の理解がより一層深まるよう、様々な手法を検討しながら、周知・啓発に努めてまいります。

また、子どもが健やかに安心して過ごせる環境の整備や多様な居場所づくりについても、保健福祉部・教育部をはじめ、関係部署や地域コミュニティ団体、公益団体等と連携し、子どもの権利の尊重と健やかな成長を支える環境づくりを引き続き進めてまいります。

以上でございます。

横田会長：

はい、ありがとうございます。当審議会からお出しした答申に対して、丁寧に対応いただいていると思います。今回は報告を受ける立場として、御報告ありがとうございます。

それでは、次に進みます。古賀市人権施策基本指針に基づく令和 7 年度実施計画案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

それでは、実施計画案の内容について簡潔にご説明いたします。

初めに、事前配付いたしました実施計画案の中に訂正がございます。訂正箇所については、別紙 3 に記載のとおりです。お詫び申し上げます。

それでは、実施計画案の内容について簡潔にご説明いたします。

1 ページについて、「人権意識の動向」について、世界と国内に分けてまとめております。

次に、3 ページをご覧ください。

2.2024 年(令和 6 年)度の実施計画案の評価につきましては、人権課題ごとに実施した主な事業の取組内容をまとめております。次に、5 ページをご覧ください。

3.2025 年(令和 7 年)度の実施計画につきましては、2025 年(令和 7 年)度を実施する各事業について、18 ページ以降の実施計画シートに記載された事業の成果評価や課題を十分踏まえ、当初予算に基づいて方向性及び計画を定めて実施することとしています。

続いて、6～14 ページの「古賀市人権施策体系表」では、「古賀市人権施策基本指針」に掲載しているそれぞれの人権問題について、施策の目的や方向性に加え、関係する法や条例、計画等を記載しております。

また、18～90 ページの「実施計画シート」では、各事業の令和 6 年度の実施結果及び令和 7 年度の実施計画を記載しております。

なお、実施計画について、別紙 3 に記載しました字句の修正等につきましては、本会議でご指摘があった場合も含め、次回審議会で配付する際に修正したものを配付いたします。

続きまして、別紙 4 の「事前質問一覧」をご覧ください。事前に委員の皆様から質問をいただいておりますので、各部門から回答いたします。

それでは、質問番号 1 番から回答いたします。

山鹿人権センター課長：

はい。それでは別紙 4、事前質問についてお答えいたします。人権センターの山鹿でございます。

1 点目から回答させていただきます。ご指摘いただきましたとおり、1 ページ目の「世界における人権意識の動向」と「国内における人権意識の動向」については、それぞれ「世界における人権をめぐる動向」「国内における人権をめぐる動向」に修正したいと考えております。

2 点目につきましては、ご指摘いただいた件について、3 ページ目「2024(令和 6)年度の実施計画の評価について」の記載内容を修正いたします。

4 行目に以下の文言を追加したいと考えております。

「その中で、部落差別(同和問題)に関する啓発では、福岡県が実施する『同和問題啓発強調月間』に合わせて、『同和問題を考える市民のつどい』を開催し、市民一人ひとりが部落差別の現実と課題を理解し、人権意識を高めることができるよう、継続的な啓発活動に取り組みました。」

3 点目につきましては、ご提案いただきました件について、5 ページ「3. 2025(令和 7)年度の実施計画について」の末尾 2 行を修正したいと考えております。修正後の

文は次のとおりです。

「現在においては、特定の属性や地域・出来事に対する根拠のない情報が拡散されることによって、差別や偏見を助長する風評被害が、深刻な人権問題となっています。とりわけ、科学的認識の欠如や偏見、固定観念によって形成された誤った情報を鵜呑みにし、拡散することは、被害を受けた当事者の尊厳を著しく傷つけ、社会全体の信頼を損なう結果となります。

風評被害を防ぐためには、1. 科学的認識を持つこと、2. 偏見や固定観念を抱かないこと、3. 自ら確かめずに情報を鵜呑みにしないこと、4. 無責任に同調する風潮に気づくこと、5. 風評被害に遭った人々の立場を想像すること、が必要です。こうした意識と行動を育むことは、市民一人ひとりが人権感覚を高める上で重要であり、市としても今後の人権教育・啓発において、これらに触れてまいります。」

以上です。

学校教育課長：

続きまして、菊武委員のご質問に対して、通級指導教室を例に学校教育課より回答させていただきます。

古賀市教育委員会では、これまで拠点校方式だった通級指導教室を、順次自校方式に移行できるように進めております。通級指導教室では、例えばソーシャルスキルトレーニングなどを行うことで、子どもたちは社会性や非認知能力を身につけ、自己存在感・自己有用感が高まり、教室でも生き生きと自信を持って活動することができるようになっております。通級指導教室の自校方式を推進することは、インクルーシブ教育を進めることにもつながりますので、今後も積極的に広げていきたいと考えております。

以上でございます。

子ども家庭センター課長：

はい。では保健福祉部からの回答になります。

保健福祉部におきましては、「子ども家庭センター」内「こども発達ルーム」において、発達に心配がある就学前児童とその保護者を対象に相談支援などを行っています。発達ルームでは、子どもたちの状況に応じた支援方針を検討し、子どもたちが自立した生活を送れるよう、保護者の方に児童の特性を伝えることで、保護者および家族の育児負担が軽減されるケースもあると認識しております。

また、市内の幼稚園・保育所とも連携し、子どもたちの日々の健やかな育ちを支援するとともに、必要に応じて障害児福祉サービスの「児童発達支援事業所」での療育や、小学校に切れ目なく支援がつながるよう調整を行っています。

以上になります。

横田会長：

はい、ありがとうございました。事前にお渡ししていた質問に対する回答を今ご説明いただきました。ただいまの回答につきまして、もう少しここを聞いてみたいというご意見がございましたら、お願いいたします。

瑞慶山委員：

すいません、3 番の質問に対して「修正する」というお答えだったと思うんですけども、修正の文言が、この書かれていることを多少アレンジしていると思いますが、割とそのまま使われたかなと思いました。この質問は、おそらく本に書かれている文章の引用かと思われます。そのまま使ってしまうと、本をそのまま引っ張ってきたような印象になるのではと若干心配です。もう少し、ぼかすというか、キーワードは使いつつも、文章としては例えば「第 1 に、第 2 に、第 3 に」といった構成に必ずしも従わない形で書かれたほうがよろしいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

岩城委員：

はい。別に私は、今ご指摘くださった内容で、十分私の意図は伝わっていると思っております。ただ、先生がご指摘されたことが問題になるようであれば、少し変化を加えて、問題にならないようにしておく必要はあるかと思います。

山鹿人権センター課長：

はい、ご意見ありがとうございます。

もう少し事務局のほうで、文章を分割したり、アレンジを加えたりできるように検討させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

横田会長：

はい、ではそのように検討をよろしくお願いいたします。

ほかに事前質疑の回答についての追加質問、ございませんか。どうぞ。

守田副会長：

追加ということではないですが、私が言いたいのは、一言で言えば、特に部落問題、部落差別の解消に向けた取組についてです。古賀市としての社会「同和」教育推進協議会ですかね、いわゆる地区ごとの研修会でも、同和問題をテーマに取り上げて実施されたという報告があったのに、それがあまり反映されていないように見受けられます。何というか、同和問題が特に今、「部落差別」抜きで「人権一般」っていう方向に流れている。もちろん「人権一般」という概念は基本的にはないのですが、「部落差別」にもきちんと取り組んでいる、それも昔から継続的に古賀市として取り組まれているということが、今回の文書を見ると、表現として薄まってきているんじゃないかなと、誤解を招きかねないと感じました。むしろ「啓発強調月間」との連携というよりも、社会「同和」教育推進協議会で、各地区ごとに「今年は部落差別のことを取り上げた」などの具体的な取組をしっかり示すことのほうが、古賀市の実績としては有意義なんじゃないかと思うんです。「啓発強調月間」に取り組むとともに併せて、取り組んだといわれたほうがいいと思います。これは他の自治体にも配布される資料になると思うので、古賀市としての取組がもっとはっきり示せるんじゃないかという気がしました。すみません、以上です。

横田会長：

今のご意見を受けて、事務局のほう、何かありますか？

山鹿人権センター課長：

はい、貴重なご意見ありがとうございます。

委員おっしゃるように、昨年度の 8 校区での啓発については、同和問題をテーマに、全校区で同じ出前講座を行っております。そこも含めて、古賀市の取組としてしっかり記載できるよう、検討したいと思います。ありがとうございます。

横田会長：

はい、ありがとうございます。

それでは、事前質問に関連するところではなく、全体としての質問で追加がございましたら、よろしく願いいたします。

瑞慶山委員：

はい、すみません。少し横断的な内容になりますが、大きく 2 点質問させていただきま

す。
まず 1 点目です。人権問題に関する相談の性質が多様化しているということについて、具体的に伺いたいです。実施計画の中で、いくつかのページにそうした傾向が記載されています。

37 ページ：青少年健全育成対策事業では、「子ども・若者相談室において悩みが複雑化・多様化しており、本人の特性や家庭環境に起因するものなど、子ども・若者相談室だけでは対応できない事案が増加している」

39 ページ：児童センター管理事業では、「来館する児童生徒の中にはさまざまな悩みや問題を抱える者もあり、児童センター職員が対応するのが困難な問題もある」

56 ページ：市民を対象にした人権擁護の相談窓口では、「相談内容が複雑化・多様化してきており、人権擁護委員の業務の範疇を超えた相談が寄せられている」

このように、複雑な相談が増えているようです。具体的に、業務の範囲を超えるような相談とは、どのような内容があるのか、お話しいただける範囲で結構ですので教えてください。

また、所掌事務を超えた相談があった際に、他部署とどのような連携が行われているのか、情報共有はなされているのか、その点についても教えていただけますか。

子ども家庭センター課長：

はい。子ども若者相談室の事例についてお答えします。

近年では、たとえば「不登校」の相談であっても、詳しく話を聞いていくと、親のネグレクト(育児放棄)傾向が見られるというお話で、さらに掘り下げると、その親自身も祖父母の介護に追われているなど、家庭内のさまざまな問題が複合的に絡んでいるケースが多くあります。こうした場合、子育ての分野だけでは対応が難しいため、福祉事務所(サンコスモ古賀)内の各部署が連携し、担当者が協議する「ケース会議」などを行っております。

また、月に 1 回、関係部署間で共有したほうが良いケースを持ち寄り、課題を共有しています。「伴走型支援」と言われるように、一緒に寄り添いながら、一つひとつ課題を解決していく取組をしています。

教育部長：

児童センターについて回答します。39 ページに記載のとおり、様々な悩みを抱える子どもが来館しています。各中学校区に 1 か所ずつセンターがあり、その特性を活かしながら、学校や子ども若者相談室と連携しています。

月に 1 回、3 つの児童館、あすなろ教室、保健福祉部のセンター担当者が集まり、気になる子どもの情報を共有し、必要な支援につなげるよう取り組んでいます。

また、職員の研修も行っており、より適切な支援が行き届くよう努めています。

事務局：

56 ページの人権擁護委員についてお答えします。

人権擁護委員は、法務局から委嘱された方々で、人権侵害と思われる相談に対応します。

ただ、最近では警察の介入が必要なケースや、市役所の複数部署が関わるべき事案もあり、委員の業務範囲を超えることがあります。そうした場合、人権擁護委員が適切な機関を紹介したり、人権センターに人権擁護委員から相談が寄せられた場合は、適切な部署へ案内しています。また、職員も相談に対応できるよう研修を受けており、委員とともに解決方法を検討しています。

瑞慶山委員：

ありがとうございます。いずれの回答もよく理解できました。他部署との連携も丁寧に行われているということが分かり、安心しました。

もう 1 点、よろしいでしょうか。

横田会長：

はい、どうぞ。

瑞慶山委員：

はい。すいません、もう 1 点、続けて質問をさせていただきます。人権問題に対応する人的リソースに関する質問をさせていただきます。

実施計画でいうと 2 つ、例を挙げさせていただきたいんですけれども、34 ページの学習支援体制充実事業ということでスクールソーシャルワーカーの事業が挙げられていますが、その課題の中にスクールソーシャルワーカーの要請が増加しているということが課題として挙げられています。それからもう 1 点は、学童保育の事業で 40 ページになりますけれども、こちらも共働き世帯の増加等で入所児童が増加していて、職員の確保が課題となっているということが指摘されてると思うんですけれども、こうした人材がなかなか不足しているという状況の中で、新しい人材を確保したり、あるいは既存の人材にスキルアップのために研修を施すとか、そういうことで何か工夫されて

ることがあれば教えていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

学校教育課長：

はい、失礼します。スクールソーシャルワーカーについてお答えします。令和 5 年度までは 2 名体制で行ってございましたけども、令和 6 年、7 年度からは 3 名体制にしております。以上です。

教育部長：

はい。40 ページの学童保育について回答させていただきます。ここに記載のとおりです。ね、入所者数は保護者の働き方の変化から大変ニーズが高いところではあります。ただ、学童保育に携わっていただける方の人員確保についてはかなり苦慮しているところがございます。なかなか放課後の短時間の勤務に対応していただける方が少なく、委託先でも人集めには苦勞しているという声を聞いております。研修などにつきましては、学童保育に従事する方については委託先によって適切に研修を行っているところではございます。以上です。

横田会長：

よろしいですか。

はい。ほかに御質問また御意見ございませんでしょうか。

私からちょっと 1 点、これ事前質問はしてなくて申し訳なかったんですけども、今もちょうど出ましたスクールソーシャルワーカーも、1 人で始めて今 2 人に増えて、今 3 人ですね。それだけニーズが増えてきているということなんだろうけど、古賀市はもうかなり早くから、やはり教育現場で教師が生徒と向き合う時間をしっかり確保するためにも、スクールソーシャルワーカーを入れて、家庭とのつなぎとかいろいろやっていたいておりますが、

実際、不登校児童生徒の対策も早くからそうやってやられているのは分かってますが、現状として、今不登校児童生徒っていうのはどういう状況であって、傾向としてどういう傾向があるかというのが、突然の質問ですから細かな数は結構ですけども、大まかなところで教えていただければと思います。

学校教育課長：

はい。失礼します。令和 5 年の実績で言いますと、1000 人当たり小学校で 27.8 人、中学校で 76.6 人でございます。中学校では、令和 3 年度が全国との差が 36.6 ポイントと非常に大きく広がってございましたけれども、それ以降縮まってきており、現在は 1 桁ポイント差になっております。以上です。

横田会長：

はい、ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。守田委員、どうぞ。

守田副会長：

啓発の内容に関してなんですけれども、私もこの会議で3年ぐらい前にも言いましたけれども、いわゆる1966年から60年で、丙午が来年なんですよ。マスコミも一部、読売新聞が丙午の特集を2月か3月に掲載したと思うんですけども、前回の59年前の丙午には、出生率が25%下がってるというすごい数字が出てきてたんです。その前の1906年では5%ぐらいの減少でした。明治の日露戦争の間近だったと思いますけど、そういう中で、前回の59年前の丙午のときがすさまじい結果が出てたので、来年どういう状況になるかはちょっと私自身も予測はつかないんですが、ただ今からこのネット社会のこういった動きになっていくかが予測できない状況の中で、しっかり社会啓発・人権啓発をしていく立場にあるものは、そのことを意識して、やはり誤った迷信や偏見、予断に基づいた行動がなされないような発信をやはりしていかなくちやいけないんじゃないかと。

ただ、発信の仕方によっては誘発するという逆効果の面も危惧されますけども、でも、ほっといたら今のSNSの社会の中でどう動いていくか分からないので、しっかり来年に向けて何か啓発等の取り組みについて検討されておったほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

それは丙午伝説ですけど、合わせて六曜迷信とかですね、血液型相性診断とか、いろいろこう非科学的なものに基づいた私たちの生活様式が拘束されるという状況がいまだにあるので、特に六曜迷信でいうと福岡市は葬祭場をもう随分昔、昭和63年ごろまでは友引の日を葬祭場の休館日にしてたんですが、市民からの指摘ややりとりがあって、63年ごろから葬祭場の休館を第何火曜日かに指定していったんですね。その時の葬祭場の理屈もありまして、友引の日には利用者が圧倒的に少ないので、点検のための休日にするのは合理的な判断であるというやりとりと、いやそういう考え方を推奨する役所の姿勢が誤った迷信をそのまま維持してしまうことにつながりかねないというやりとりがありました。福岡市は自主的にやったわけではなく外圧で、検討して変更したんですけど、福岡県下でも火葬場など半数がまだ友引が旧休館日、休日になっているようで、利用者が少ないという合理的なことはあるにせよ、結果として、公の施設が六曜迷信に引きずられた上、役所が後押しをする状況が今なおあります。

迷信は気にしないと、いやちょっと気になるから結婚の時はやっぱり大安やねという意識はまだまだあるので、その先にあるのは私たちの生活を縛りかねない要素もあるので、どのように市民の方に考えてもらうか、学習提供していくかは難しい面もありますけど、やはりその問題を少しでも市民に考えてもらえる機会として、この丙午をめぐる来年の問題が出てくるので、次、来年も25%子どもの出生率が下がるということになると日本にとってはすさまじい出来事なので、国を挙げての全体課題だと思います。

それを啓発に携わっている者としては、少しでもそうじゃない方向に行くように頑張らなきゃいけないと思っていますので、ぜひ機会があれば古賀市でもそういう啓発内容を形式的に提起できるような取り組みをご検討いただければありがたいです。すみません、以上です。

事務局：

はい。以前、守田委員からこのようなご指摘をいただいたことで、私どもも昨日の件に関して若い世代にどう伝わっているかについて守田委員から提案をいただいた後、こちらで調査検討いたしました。

やはり若い世代は丙午を知らない人が大多数であることも分かりましたが、提起された時点で既に「丙午」ということがインターネット上に書かれていることも確認いたしました。

しかしながら、守田委員が先ほど懸念されたように、書きようによっては新たな問題を誘発する可能性もあり得るため、こちらで議論を重ね、来年に来るということで、対応するのも守田委員がおっしゃったように今年ということで考えております。

古賀市では広報紙に毎月「ヒューマンライツ」という人権について記載するページを持っており、それを踏まえ今年度 10 月号に、丙午ということではなく、包括的な、迷信全体的なものをテーマとして取り上げ、ヒューマンライツに掲載するよう検討しております。以上でございます。

横田会長：

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

はい。広報紙は読まれている率が高いのでぜひ積極的に活用していただきたいと思います。

特に根拠のない迷信等については、それが差別につながっていくことは古賀市でもこれまでずっと啓発に取り組んできていると思いますので、よろしく願いいたします。

今の問題の最後に、市民部長が 4 月から市民部長に就任されてますので、一言だけ決意表明を頂いておきましようか。

市民部長：

御意見ありがとうございます。

ただ、私も委員からご指摘といたしますか、ご意見を頂きまして、丙午っていう、私の一つ、下が実は丙午で、確かに少なかったというようなことを、肌で感じているというかですね、そう思っているところでございます。一応、確かにそういった迷信とか言うのを広報する上でですね、やはり部落問題も同じことが言えると思うんですけども、「寝た子を起こすな」みたいな論もございますので、上手にうまく広報していくことが大事じゃないかなと思ってます。で、こういった 10 月に今回、広報に載せるというところで、いい形で広報啓発ができたかと考えております。以上です。

横田会長：

はい、ありがとうございます。丁寧に答えていただきましてありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等ございませんか。

実施計画につきまして、よろしいでしょうか。

はい。では令和 7 年度実施計画案につきましての審議は以上といたします。

次は議事の(2)その他になります。その他として委員の皆様から何かございませんか。

よろしいですか。はい。では(2)のその他について事務局のほうから何かございませんか。

はい、事務局どうぞ。

事務局：

はい。本日ご出席頂きました委員の皆様には、後日報酬及び交通費を指定の口座に振り込みさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議録につきましては、作成次第メールにてお渡しいたします。内容をご確認頂き、訂正等ございましたら人権センターまでご連絡をお願いいたします。訂正終了後、横田会長、守田副会長の承認により会議録の決定とさせていただきます。

また、第2回審議会につきましては、本日配付しておりますとおり7月25日金曜日の14時から、本日と同じ会場で開催いたしますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

横田会長：

はい、ありがとうございます。

それでは議事はすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

人権センター課長：

はい。横田会長におかれましてはスムーズな議事進行ありがとうございました。

また、審議会委員の皆様におかれましては熱心なご審議、誠にありがとうございました。

最後に、副市長の野村より、閉会のご挨拶を申し上げます。

副市長：

はい。委員の皆様には大変お忙しい中、慎重審議を頂きまして誠にありがとうございました。

本日頂きました貴重なご助言、ご意見につきましては、本年度の実施計画はもとより、今後の取り組みに生かしていきたいと考えております。

ただいま事務局からありましたとおり、7月25日には第2回の審議会を予定させていただきます。お忙しい中大変恐縮でございますが、またぜひご出席賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

人権センター課長：

はい、ではこれをもちまして令和7年度第1回人権施策審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。